

結果報告書

No. 2K20060403(1/5)

令和2年6月25日発行

下川町長 谷 一 之 殿

建築物飲料水水質検査業 知事登録 (北海道59水第2号)
計量証明事業所 知事登録 (第642号)
温泉成分登録分析機関 知事登録 (北海道第3号)



令和2年6月4日採取の試料については
分析(測定)の結果、下記のとおりです。

本社 旭川市永山14条3丁目3番4号 電話(0166)24-5593
支社 札幌市北区新川4条5丁目5番地4号 電話(011)763-7611

代表取締役 木村 進 一



【業務名：下川町廃棄物処理場水質分析業務〔放流水分析(共同命令)〕】

試料名：放流水

採取場所	(住所；上川郡下川町北町) 下川町廃棄物埋立処分場
採取者	小林隆一・酒井法人
採取時間	12時40分
採取状況	(天候) 晴 (気温) 20℃ (水温) 11.0℃

分析(測定)項目	【単位】	基準値	分析(測定)結果	分析(測定)方法
水素イオン濃度 (pH)		5.8以上 8.6以下	7.8 [17℃]	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	【mg/ℓ】	60以下 (安定型は 20以下)	0.5未満	JIS K 0102 21 及び 32.3
化学的酸素要求量 (COD)	【mg/ℓ】	90以下 (安定型は 40以下)	5.0	JIS K 0102 17
浮遊物質 (SS)	【mg/ℓ】	60以下	1.2	昭和46年環境庁告示第59号付表9
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類)	【mg/ℓ】	5以下	0.5未満	昭和49年環境庁告示第64号付表4 及び JIS K 0102 附属書1(参考)補足Ⅱの1
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(動植物油脂類)	【mg/ℓ】	30以下	0.5未満	昭和49年環境庁告示第64号付表4 及び JIS K 0102 附属書1(参考)補足Ⅱの2
大腸菌群数	【個/ml】	(日間平均 3000以下)	0	昭和37年厚生省・建設省令第1号別表第1
窒素含有量	【mg/ℓ】	120以下 (日間平均 60以下)	13	JIS K 0102 45.2
燐含有量	【mg/ℓ】	16以下 (日間平均 8以下)	0.06未満	JIS K 0102 46.3.1
フェノール類含有量	【mg/ℓ】	5以下	0.5未満	JIS K 0102 28.1.1 及び 28.1.2

備考 ※-1 基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1の値。

結果報告書

No. 2K20060403(2/5)

令和2年6月25日発行

下川町長 谷 一之 殿

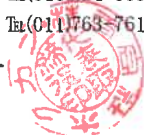
建築物飲料水水質検査業 知事登録 (北海道59水第2号)
計量証明事業所 知事登録 (第642号)
温泉成分登録分析機関 知事登録 (北海道第3号)



令和2年6月4日採取の試料については
分析(測定)の結果、下記のとおりです。

本社 旭川市永山14条3丁目3番4号 Tel(0166)24-5593
支社 札幌市北区新川4条5丁目5番地4号 Tel(011)763-7611

代表取締役 木村 進 一



【業務名：下川町廃棄物処理場水質分析業務〔放流水分析(共同命令)〕】

試料名：放流水

採取場所	(住所；上川郡下川町北町) 下川町廃棄物埋立処分場
採取者	小林隆一・酒井法人
採取時間	12時40分
採取状況	(天候) 晴 (気温) 20℃ (水温) 11.0℃

分析(測定)項目	【単位】	基準値	分析(測定)結果	分析(測定)方法
銅含有量	【mg/l】	3以下	0.01未満	JIS K 0102 52.3
亜鉛含有量	【mg/l】	2以下	0.05未満	JIS K 0102 53.2
溶解性鉄含有量	【mg/l】	10以下	0.09	JIS K 0102 3.2 及び 57.3
溶解性マンガン含有量	【mg/l】	10以下	0.05未満	JIS K 0102 3.2 及び 56.3
クロム含有量	【mg/l】	2以下	0.1未満	JIS K 0102 65.1.3
	****	****	以下余白	*****

備考 ※-1 基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1の値。

結果報告書

No. 2K20060403(3/5)

令和2年6月25日発行

下川町長 谷 一之 殿

建築物飲料水水質検査業 知事登録 (北海道59水第2号)
計量証明事業所 知事登録 (第642号)
温泉成分登録分析機関 知事登録 (北海道第3号)



令和2年6月4日採取の試料については
分析(測定)の結果、下記のとおりです。

本社 旭川市永山14条3丁目3番4号 電話(0166)24-5593
支社 札幌市北区新川4条5丁目5番地4号 電話(011)763-7611

代表取締役 木村 進 一



【業務名：下川町廃棄物処理場水質分析業務〔放流水分析(共同命令)〕】

試料名：放流水

採取場所	(住所；上川郡下川町北町) 下川町廃棄物埋立処分場
採取者	小林隆一・酒井法人
採取時間	12時40分
採取状況	(天候) 晴 (気温) 20℃ (水温) 11.0℃

分析(測定)項目	【単位】	基準値	分析(測定)結果	分析(測定)方法
カドミウム及びその化合物	【mg/l】	0.03 以下	0.0003 未満	JIS K 0102 55.2
鉛及びその化合物	【mg/l】	0.1 以下	0.001 未満	JIS K 0102 54.2
シアン化合物	【mg/l】	1 以下	0.1 未満	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2
六価クロム化合物	【mg/l】	0.5 以下	0.05 未満	JIS K 0102 65.2.1
砒素及びその化合物	【mg/l】	0.1 以下	0.001 未満	JIS K 0102 61.2
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	【mg/l】	0.005 以下	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	【mg/l】	検出され ないこと	0.0005 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3
有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン,メチルピメトン 及びEPNにかぎる)	【mg/l】	1 以下	0.1 未満	昭和49年環境庁告示第64号付表1
P C B	【mg/l】	0.003 以下	0.0003 未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4
	****	****	以下余白	*****

備考 ※-1 基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1の値。

結果報告書

No. 2K20060403(4/5)

令和2年6月25日発行

下川町長 谷 一之 殿

建築物飲料水水質検査業 知事登録 (北海道59水第2号)
計量証明事業所 知事登録 (第642号)
温泉成分登録分析機関 知事登録 (北海道第3号)



令和2年6月4日採取の試料については
分析(測定)の結果、下記のとおりです。

本社 旭川市永山14条3丁目3番4号 電話(0166)24-5593
支社 札幌市北区新川4条5丁目5番地4号 電話(011)763-7611

代表取締役 木村 進 一



【業務名：下川町廃棄物処理場水質分析業務〔放流水分析(共同命令)〕】

試料名：放流水

採取場所	(住所；上川郡下川町北町) 下川町廃棄物埋立処分場
採取者	小林隆一・酒井法人
採取時間	12時40分
採取状況	(天候) 晴 (気温) 20℃ (水温) 11.0℃

分析(測定)項目	【単位】	基準値	分析(測定)結果	分析(測定)方法
トリクロロエチレン	【mg/L】	0.1以下	0.001未満	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	【mg/L】	0.1以下	0.001未満	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	【mg/L】	0.2以下	0.001未満	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	【mg/L】	0.02以下	0.0001未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	【mg/L】	0.04以下	0.0001未満	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	【mg/L】	1以下	0.001未満	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	【mg/L】	0.4以下	0.001未満	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	【mg/L】	3以下	0.001未満	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	【mg/L】	0.06以下	0.0001未満	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	【mg/L】	0.02以下	0.0001未満	JIS K 0125 5.2
ベンゼン	【mg/L】	0.1以下	0.001未満	JIS K 0125 5.2

備考 ※-1 基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1の値。

結果報告書

No. 2K20060403(5/5)

令和2年6月25日発行

下川町長 谷 一之 殿

建築物飲料水水質検査業 知事登録 (北海道59水第2号)
計量証明事業所 知事登録 (第642号)
温泉成分登録分析機関 知事登録 (北海道第3号)



本社 旭川市永山14条3丁目3番4号 Tel(0166)24-5593
支社 札幌市北区新川4条5丁目5番地4号 Tel(011)763-7611

代表取締役 木村 進一



令和2年6月4日採取の試料については
分析(測定)の結果、下記のとおりです。

【業務名：下川町廃棄物処理場水質分析業務〔放流水分析(共同命令)〕】
試料名：放流水

採取場所	(住所；上川郡下川町北町) 下川町廃棄物埋立処分場
採取者	小林隆一・酒井法人
採取時間	12時40分
採取状況	(天候) 晴 (気温) 20℃ (水温) 11.0℃

分析(測定)項目	【単位】	基準値	分析(測定)結果	分析(測定)方法
チウラム	【mg/l】	0.06以下	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	【mg/l】	0.03以下	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1
チオベンカルブ	【mg/l】	0.2以下	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1
セレン及びその化合物	【mg/l】	0.1以下	0.001未満	JIS K 0102 67.2
ほう素及びその化合物	【mg/l】	50以下 (海城 230以下)	0.3	JIS K 0102 47.2
ふっ素及びその化合物	【mg/l】	15以下 (海城以外の公共 用水域に排出 されるもの)	0.5未満	JIS K 0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、及び硝酸化合物	【mg/l】	200以下	12	JIS K 0102 42.2 及び 43.2.5 及び 43.1.2
1,4-ジオキサン	【mg/l】	0.5以下	0.05未満	昭和46年環境庁告示第59号付表8
****	****	****	以下余白	*****

備考 ※-1 基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1の値。